

就学援助制度をご存知ですか？

市では、お子さんが市内の小中学校に通学する上で、経済的に困っている保護者に対し、学用品費や給食費などの援助を

行っています。援助を受けたい方は、申請が必要ですので、事前に学校または教育委員会にご相談ください。

▼援助を受けることができる方
 ■生活保護世帯、またはこれに準ずる世帯と教育委員会が認定した世帯

▼援助の内容
 ■学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行

■平成28年度基準表（参考）

世帯構成人数	所得基準額 (持ち家ありの場合)	所得基準額 (持ち家なしの場合)
2人	160万円	230万円
3人	220万円	290万円
4人	300万円	350万円
5人	350万円	410万円

※持ち家の有無、世帯構成員の年齢などにより認定基準額が異なるため表は目安です。

小絹児童館の指定管理者が変更になります

小絹児童館の指定管理者が4月1日(土)から新しい指定管理者

費、医療費、給食費などで教育委員会が定めた金額(国の基準に準ずる)を支給します。
 ※申請した日の属する月の翌月分から支給されます。
 ▼申請方法
 ■各小中学校または学校教育課にある申請書に記入・押印の上、前年所得額のわかる書類を添付し、お子さんの在学する学校へ提出してください。

問 教育委員会学校教育課 ☎58
 2111 (内線7109)

「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」に変更となります。
 児童館の管理運営は、平成26年4月の開館時から指定管理者制度を導入しており、現行の指定期間(3年)は平成29年3月31日で満了します。

道路交通法が一部改正になりました

改正道路交通法が3月12日から施行されました。変更点は次の2点です。

① 臨時認知機能検査と臨時高齢者講習の新設

75歳以上の運転者が、認知機能が低下した場合に行われやすい信号無視、通行禁止、一時停止などの交通違反をすると、臨時認知機能検査が実施されます。

この検査の結果、必要があると判断された場合は、実車指導

などを含めた臨時高齢者講習を受けることとなります。

② 準中型免許の新設

車両総重量が7・5ト未満の車両を運転できる「準中型免許」が新設され、18歳から普通免許を受けていなくても取得することができま

問 茨城県常総警察署交通課 ☎0297・22・0110 / 茨城県警察運転免許センター ☎029・293・8811

狂犬病予防注射の実施期間のお知らせ

飼い犬への狂犬病予防注射は、狂犬病予防法により年1回の実施が義務付けられています。

平成29年度の狂犬病予防集合注射は、5月21日(日)～26日(金)に実施予定です。

実施会場・時間などの詳細は広報つくばみらい5月号でお知らせします。また、飼い犬の登録をされている方には市から案内のハガキを郵送します。

また、市外の動物病院で狂犬病予防接種をした場合は、登録が必要ですので、次のとおり手続きをお願いします。

■市外の動物病院で接種した場合
 動物病院で発行される「狂犬病予防注射接種証明書」を持参の上、生活環境課までお越しください。

農振除外の申請受け付けのお知らせ

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要

です。

市では、農用地区域内農地の除外申請を次のとおり受け付けます。転用事業計画のある方は、受付期間内(期限限定)に申請してください。

なお、申請書類に記入漏れ、

またの不備などがある場合には、それらの修正を行ってからでないといけないので、事前に市産業経済課まで相談してください。

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58
 2111 (内線3302)

▼次回受付期間
 4月3日(月)～4月28日(金)
 (受付は、4月、8月、12月の年3回になります)

問 谷和原庁舎産業経済課 ☎58
 2111 (内線3103)